

(別紙様式第2)

印紙
貼付欄
(200円)
(印章又は署名で消
印すること)

ID	
受付日	

※ 修習専念資金IDを付与されている者は、「ID」欄に修習専念資金IDを記載すること。
※ 「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

保証書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

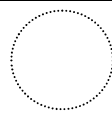
私は、修習専念資金の貸与の申請者 _____ が裁判所法(昭和22年法律第59号)、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)及び修習専念資金貸与要綱に基づき、最高裁判所から貸与を受ける修習専念資金(貸与を受けた修習専念資金の総額又は修習専念資金の一貸与単位期間あたりの最高額(12万5千円)に貸与単位期間数(最大13回)を乗じた額のうちいずれか低い額)の返還及び修習専念資金を返還しなかった場合の当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息に係る債務について、当該申請者と連帯して負担します。

なお、下記の内容に相違ないことを申述します。

おって、最高裁判所が、保証に関して提供を受けた個人情報を修習専念資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

記

1 連帯保証人

氏名 (自署)	フリガナ 氏	名	押印欄 	生 年 月 日	西暦
現住所	フリガナ (〒 -) 都道府県				
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))					※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
添付書類	印鑑登録証明書				

2 連帯保証人の資力

私は、修習専念資金の貸与の申請者の修習専念資金に係る債務について、保証できる資力を有しています。

(注意)

- 左上に200円分の収入印紙を貼付し、印章又は署名で消印してください。
- 押印欄には、印鑑証明登録印を朱肉で鮮明に押印してください。
- 印鑑登録証明書は発行した日から3か月以内のものを添付してください。
- 虚偽の申告をした場合には、修習専念資金の貸与の申請者に対する修習専念資金の貸与が終了され、返還未済額を一括して返還しなければならないことがあります。

【記載例】



収入印紙(200円)を貼付し、**連帯保証人の印章又は署名で消印**してください。印紙の貼付及び消印がない場合、印紙税法により過怠税等が課せられたり刑事罰を受けたりする場合があります。

※ 修習専念資金IDを付与されてい
※ 「受付日」欄は、最高裁判所に

訂正する場合は、二重線で該当箇所を抹消し、必ず押印してください。



自然人2名の保証人が必要です
(保証書計2通)

保証書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所 御中 **司法修習生の氏名**を記載してください。

私は、修習専念資金の貸与の申請者 **司法一郎** が裁判所法(昭和22年法律第59号)、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)及び修習専念資金貸与要綱に基づき、最高裁判所から貸与を受ける修習専念資金(貸与を受けた修習専念資金の総額又は修習専念資金の一貸与単位期間あたりの最高額(12万5千円)に貸与単位期間数(最大13回)を乗じた額のうちいずれか低い額)の返還及び修習専念資金を返還しなかった場合の当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息に係る債務について、当該申請者と連帯して負担します。

なお、下記の内容に相違ないことを申述します。
おって、最高裁判所が、保証に関して提供を受けた個人情報修習専念資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称は不可)。記
フリガナは、必ず記載してください。

1 連帯保証人

氏名 (自署)	フリガナ氏	ワコ	名	タロウ	押印欄	生年 月	西暦	1	9	5	0	年	0	8	月	1	3	日
		和光		太郎														
現住所	フリガナ	トウキョウト	チヨダク	カスミガセキ	現住所は正確に記載してください。													
	(〒 100 - 0013)	東京	都道府県	千代田区	霞ヶ関	〇-〇-〇	悪い例 											
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	0 3 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇																	
添付書類	印鑑登録証明書																	

発行の日から3か月以内のものを添付してください。

2 連帯保証人の資力

私は、修習専念資金の貸与の申請者の修習専念資金に係る債務について、保証できる資力を有しています。

(注意)

- 1 左上に200円分の収入印紙を貼付し、印章又は署名で消印してください。
- 2 押印欄には、印鑑証明登録印を朱肉で鮮明に押印してください。
- 3 印鑑登録証明書は発行した日から3か月以内のものを添付してください。
- 4 虚偽の申告をした場合には、修習専念資金の貸与の申請者に対する修習専念資金の貸与が終了され、返還未済額を一括して返還しなければならないことがあります。

貸与決定通知書等の書類を現住所以外のところで受け取ることを希望する場合には、欄外余白に書類送付先を記載してください。

Red dashed box for additional address information.